

○嬉野市報広告掲載要綱

平成19年6月12日

告示第75号

改正 平成25年7月3日告示第103号

平成26年4月22日告示第41号

平成26年12月18日告示第118号

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市広告掲載取扱規則（平成19年嬉野市規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市が発行する市報うれしの（以下「市報」という。）を広告媒体として掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料)

第2条 広告の規格及び掲載料は、掲載1回につき、次の表のとおりとする。

枠	規格（縦×横）	掲載料
1/2枠	45mm×85mm	8,000円
1枠	45mm×175mm	12,000円
2枠	95mm×175mm	24,000円

- 2 広告の枠外左上に、縦3ミリメートル、横7ミリメートル程度の大きさに「広告」と表示しなければならない。
- 3 広告主は、掲載期間の広告掲載料を広告掲載当月末までに納入しなければならない。
- 4 広告は、原則として各ページ下部に掲載し、1ページ当たり2枠の掲載を限度とする。

(広告の掲載の申込み及び決定)

第3条 市報に広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市報うれしの広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて、掲載を希望する市報の発行日の属する月（以下「発行月」という。）の前々月の

20日までに市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定により掲載申込みがあった広告の掲載の可否を、規則第7条第1項の規定により設置する委員会の審査を経て、当該市報発行月の前月1日までに決定するとともに、市報うれしの広告掲載決定通知書（様式第2号）により当該結果を申込者に対し、通知するものとする。

3 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、掲載枠数を超過して申込みがあった場合は、市内に事業所等を有するものを優先する。

（版下原稿の作成及び提出）

第4条 版下原稿は、広告主（広告掲載が決定した申込者をいう。）の負担で作成し、市が指定する期日までに電子媒体により提出するものとする。

（その他）

第5条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

市報うれしの広告掲載申込書

嬉野市長 様

申 込 者 _____
所在地 _____
名 称 _____
代表者名 _____
T E L _____
F A X _____
E-mail _____

嬉野市市報うれしの広告掲載要綱第3条第1項の規定に基づき、広告原稿を添えて、下記のとおり申し込みます。

なお、広告掲載にあたっては、嬉野市広告掲載取扱規則の規定に違反しないことを誓約するとともに、嬉野市広告掲載取扱規則における以下の広告掲載基準について嬉野市が必要な情報の照会・確認を行う事に同意します。

嬉野市広告掲載取扱規則 広告掲載の基準(抜粋)

第4条第8号 暴力団その他反社会的団体が関与すると認められるもの

第4条第9号 市税の滞納がある事業者に関するもの

記

1 掲載希望月（希望月に○印）

年 5月号	年 6月号	年 7月号	年 8月号	年 9月号	年 10月号
年 11月号	年 12月号	年 1月号	年 2月号	年 3月号	年 4月号

2 広告の規格 1/2枠 1枠 2枠

3 広告原稿（別紙のとおり）

様式第2号（第3条関係）

市報うれしの広告掲載決定通知書

年月日

様

嬉野市長

年 月 日付けでお申し込みいただきました広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

記

決 定 区 分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)
掲 載 号	年 月号 ～ 年 月号
広 告 掲 載 料	_____円
納 付 期 限	掲載当月末まで
広告原稿提出期限	掲載月の前々月末
備 考	

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)